

# 行政評価システム基本方針

平成24年1月 登別市

【平成26年5月改定】

# 目 次

1. はじめに	2
2. これまでの行政評価の検証	3
(1) 事務事業評価	3
(2) 事業仕分け	4
3. 新たな行政評価システムを構築する目的	6
4. 行政評価システム導入の方法	7
(1) 行政評価のしくみ	7
(2) 行政評価の制度構成	8
(3) 行政評価の種類	8
5. 政策・施策評価の内容と評価方法	9
(1) 評価の対象事業	9
(2) 評価体制	9
(3) 評価方法	9
6. 事務事業評価の内容と評価方法	11
(1) 評価の対象事業	11
(2) 評価体制・方法	11
(3) 目指すべき方向性	11

# 1 はじめに

行政評価は、行政が実施する政策、施策、事務事業について、「期待どおりの効果があがっているのか」「計画等で設定した目標を達成するための手段として適切か」など、様々な観点から、客観的に評価・検証し、その評価結果を行政運営に反映させるために行うものです。

また、一般的に行政の活動が、上位から「政策－施策－事務事業」という階層に分類されるのに応じて、行政評価も「政策評価」「施策評価」「事務事業評価」があります。

これまで本市が実施してきた行政評価は、主として事務事業評価であり、市が行った事務事業の有効性や必要性を客観的に評価・点検することで、事業の適正化・効率化を図るとともに、市民への行政運営の透明性を確保し、説明責任を果たすことを目的として行ってきました。

これにより、既存事業の改善、財政運営の適正化、予算編成時の判断基準の明確化が図られたとともに、各担当グループの自己評価による職員の参加意識の促進が図られたものと認識しています。

また、平成21～22年度の2年間に、「登別市事業仕分け」として、市が実施している事務事業について、「行政サービスとして必要か」「市が実施すべきか、民間を活用して実施すべきか」「改善は必要か、現行どおりの実施でよいか」などの視点から、市民による「仕分け人」が市民の前で議論を行ったうえで、事業に対する評価結果をまとめる作業を試行的に行いました。

なお、道内で行政評価システムを導入している（行政評価を行っている）市町村は、87市町村〔H23.4.1現在 北海道総合政策部市町村課調〕あり、道内の約半数の市町村が行政評価を行っている状況にあります。

行政評価については、今後の登別市総合計画・第3期基本計画の策定に係る礎として、また、登別市総合計画・第2期基本計画の今後5年間の取組を確かなものにするうえで重要であるとの認識の下、再度検証し、新たな行政評価システムの構築を行うこととしたものです。

## 2 これまでの行政評価の検証

### (1) 事務事業評価

登別市における事務事業評価は、次の4点を目的として、平成12年度から実施しています。

- ①市民への説明責任（アカウンビリティ）
  - ・ 行政活動を市民に知ってもらう
  - ・ 行政活動を市民に納得してもらう
- ②効果的かつ効率的な行政運営
  - ・ 市民の納めている税金がどのように活用され、どのような効果が表れているのか確認する
  - ・ 限られた財源の有効活用
- ③職員の意識改革
  - ・ 変革による行政運営への理解
  - ・ 市民の目線に立った行政運営
- ④Plan（企画・立案）－Do（実行）－Check（点検）－Action（改善行動）によるマネジメントサイクルの確立
  - ・ 自分の仕事を再確認する
  - ・ 市民ニーズの的確な把握

また、評価形態も次のようにその都度見直しています。

- ①平成12年度・平成13年度
  - ・ 事中評価（当該年度事業の評価）
  - ・ 法定受託事務や一般的な行政推進経費を除く全ての事業を対象
- ②平成14年度
  - ・ 予算要求への反映を強めるため、事前評価（次年度事業の評価）に変更
  - ・ 実施計画のローリング資料を一本化
  - ・ 評価の客観性向上のため、採点基準を具体化
  - ・ 内部評価委員会の立ち上げ
- ③平成15年度
  - ・ 様式の変更（成果指標や目標達成年度、目標値の追加）
- ④平成16年度・平成17年度
  - ・ 様式の変更（人工を小数第2位とする等）
- ⑤平成18年度・平成19年度
  - ・ 事業実績を重視するため、事前評価を事後評価に変更
- ⑥平成20年度
  - ・ 担当グループによる事務事業評価の内容において、点数表記を廃止し、評価内容を文章で表現

⑦平成21年度・平成22年度

- ・評価対象事業の見直しを行い、法定受託事務や法令又は道の条例で実施が義務づけられているもの、他の自治体と連携している事業で登別市の判断で事務の改善等が行えないもの、市民に直接影響がない行政組織内部のみに適用される事務事業、公共施設の運営管理経費については、事務事業評価の対象外とした。

このように、平成12年度から実施してきた事務事業評価ですが、現状を検証した場合、

- ・PDCAサイクルが具現化されていない  
→PDCAサイクルの図示化による事業活動の明確化を図る
- ・事務事業の成果（事業結果）が調書から伝わりにくい  
→写真などを用いて、事業前と事業後の成果を伝わりやすい工夫を講じるなど、市民がわかりやすい簡潔な資料に努める
- ・組織編制の見直しや、職員が削減していく中で、通常業務に負担をかけない仕組みが必要  
→全ての事業を評価の対象を基本とするが、単年度事業など事業評価による今後の方向性を定める必要性のない事業を事業評価から除くなど、評価する事業の選択を図る

などの課題があることから、そのあり方について、再度検証する必要があると判断したものです。

## （２）事業仕分け

登別市における事業仕分けは、事務事業評価の外部評価と位置づけし、事務事業の見直しの一手法として、平成21年より2年間、試行として実施しました。

これは、市が実施している事務事業の内容について市民に知っていただくとともに、市民の視点を取り入れた外部評価を行うことで、事務事業の必要性や実施主体のあり方、今後の方向性などについて抜本的な見直しを行い、簡素で効率的な行政運営を推進することを目的として行ったものです。

平成21年度には11事業を対象事業として実施し、平成22年度については、前年度の実績を踏まえ、有識者2名をコーディネーターとして仕分けグループを2チームに編成し、8事業の事業仕分けを実施しました。

内容として、市の担当者からの事務事業説明のほか、担当者への質問や仕分け人同士での意見交換などを行い、全事業の仕分けを行なった後、コーディネーターと仕分け人が話し合い最終的な結果を出しました。

## 【結果区分】

- ◇「不要」・・・市民生活に影響がない、効果がない・あるいは薄いなど。
- ◇「民間」・・・行政の役割が終了している、民間が実施する方が効果的・効率的、民間委託などを実施すべきなど。
- ◇「登別市（要改善）」・・・利用ニーズの再把握が必要、事業内容の抜本的な見直しが必要、事業統合、あるいは段階的廃止が必要など。
- ◇「登別市（現行どおり）」・・・現行どおり事業を行うことが望ましいなど。

## 【事業仕分けの結果概要】

年度	No	事業名	担当グループ	仕分け結果	市としての事業の方向性
H21	1	登別市名誉市民及び功労者表彰・市表彰事業	総務	登別市 (要改善)	【改善】 功労金や記念品の贈呈、略章の付与の廃止等
	2	戦没者追悼式関係経費	社会福祉	登別市 (要改善)	【改善】 バス送迎に係る市バスの活用等
	3	老人憩の家整備事業	社会福祉	登別市 (要改善)	【改善】 施設の一元管理に向けた検討等
	4	婦人研修の家管理事業	社会教育	登別市 (要改善)	【改善】 施設の一元管理に向けた検討等
	5	学校開放事業	社会教育	登別市 (現行どおり)	【維持】 現行のまま継続実施
	6	特色ある学校づくり推進事業	学校教育	登別市 (現行どおり)	【維持】 学校評議員の意見聴取など地域の実情や特性を生かしながら継続実施
	7	シルバー人材センター補助金	商工労政	登別市 (要改善)	【維持】 経営健全化に向けた取組を推進、民間委託はなじまないため、市として継続実施
	8	登別市起業化支援事業補助金	商工労政	登別市 (要改善)	【改善】 広報誌等による周知、商工会議所等と連携のうえ、潜在的なニーズの発掘や情報発信等
	9	市民農園に要する経費	農林水産	民間	【改善】 平成22年度は事業継続、平成23年度以降は市事業として廃止し、民間による実施
	10	国立公園清掃活動事業補助金	観光振興	登別市 (現行どおり)	【維持】 関係機関と協力のもと、継続実施
	11	登別市衛生団体連合会運営事業補助金	環境対策	登別市 (要改善)	【維持】 市民との深いかかわりの中で継続的な取組が重要であり、行政と連合会が一体となりながら継続実施
H22	1	広報等経費	情報推進	登別市 (要改善)	【改善】 広報モニターの意見も伺いながら検討のうえ、可能なものから改善を図る
	2	市民交通傷害保険事業	市民サービス	民間	【改善】 加入促進を行いつつ、その結果をもとに今後の継続を検討
	3	成人祭経費	社会教育	登別市 (要改善)	【維持】 現行のまま継続実施
	4	市民生涯学習推進講座	社会教育	登別市 (要改善)	【改善】 ときめき大学と婦人短期大学を統合し、新規生涯学習推進講座を開設
	5	国際交流推進事業	企画	登別市 (要改善)	【改善】 国際交流団体との意見交換や情報交換を行うなど連携強化を図る
	6	中学生海外派遣事業	企画	民間	【改善】 民間団体と連携を図りながら、今後実施方法について検討
	7	自治体職員協力交流事業	企画	登別市 (要改善)	【維持】 現行のまま継続実施
	8	産業クラスター構築支援事業	商工労政	民間	【維持】 現行のまま継続実施

当市独自の手法にて2年間実施した事業仕分けは、外部からの評価により事務事業の見直しを図る手法として、また、市民が市の行う事業に関して直接意見を言える場として、一定の成果があったと考えています。

これらの実績を踏まえ、今後の行政評価においては、これまでの試行のような単発イベント的なものではなく、その都度必要に応じて用いることのできる「事務事業評価の手法の一つ」として登別市行政評価システムに加えるべきであると判断したものです。

### 3 新たな行政評価システムを構築する目的

登別市は、行政評価の更なる向上のため、次の3つの目的を達成することを目指します。

#### ◆成果重視の行政運営の推進

登別市のまちづくりを方向づける総合計画及びその方向性を具体的に示した基本計画の施策や事務事業に係る目標や成果を明確にし、その達成状況や実施効果を評価することにより、市民ニーズの的確な把握に努め、成果を意識した行政運営を推進します。

#### ◆質の高い行政の実現

行政評価を通じて、職員一人ひとりが、総合計画・基本計画の政策体系の中で果たすべき役割を認識しながら、各事業の目的、成果、課題、コストを意識し、市民目線に立って、事業見直し、事務改善に取り組み、効果的かつ効率的な行政運営に取り組むよう、職員の意識改革と政策形成能力の向上を図ります。

#### ◆市政に関する透明性の確保

行政活動が市民に理解を得られるように、市民への市の施策や事務事業の内容説明や、行政評価の結果を公表することで、市政に関する透明性を確保し、行政の説明責任を果たします。

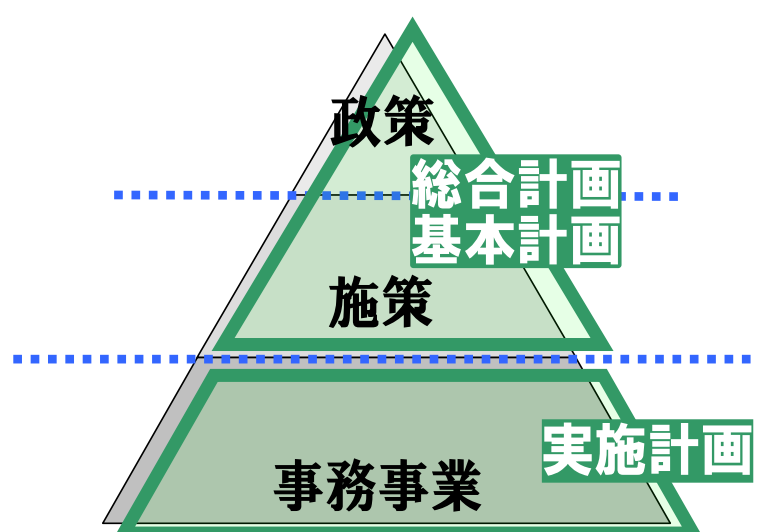
## 4 行政評価システム導入の方法

### (1) 行政評価のしくみ

行政の方針は主に、次の政策、施策、事務事業の3つの階層に分けられます。これらは、登別市総合計画・基本計画に基づいて体系的に構想されています。

- ◆政策：登別市総合計画・基本計画及びその他分野別の計画などで定める市政の各分野における基本的な方向を示すものをいう。
- ◆施策：政策を実現するための個々の具体的な方針をいう。
- ◆事務事業：施策を実現するための個々の具体的な事務及び事業をいう。

【計画の構成】



したがって、行政評価システムも登別市総合計画・基本計画の体系に沿い、「政策評価」「施策評価」「事務事業評価」に区分され、その評価する内容は次のようなものとなります。

#### ①政策評価

登別市総合計画・基本計画に定められた節について評価を実施するもの

#### ②施策評価

登別市総合計画・基本計画に定められた主要な施策について実施するもの

#### ③事務事業評価

登別市総合計画・基本計画の実施計画に定められた事務事業及び主要な施策を推進するために市長が特に必要と認める事務事業について実施するもの

登別市においては、「政策」「施策」を総合計画・基本計画が示しているので、統一して「政策・施策評価」として実施します。また、事務事業に係る行政評価として、「事務事業評価」を実施します。



## (2) 行政評価の制度構成

新たな行政評価システムに係る制度の構成は、次のとおりとします。

### ◎行政評価システム方針

- ・行政評価の基本的な方向を示した方針

### ○行政評価実施要綱

- ・行政評価の基本的な事項を定めた要綱

### ○行政評価外部評価委員会設置要綱

- ・行政評価外部評価委員会の設置に関する要綱

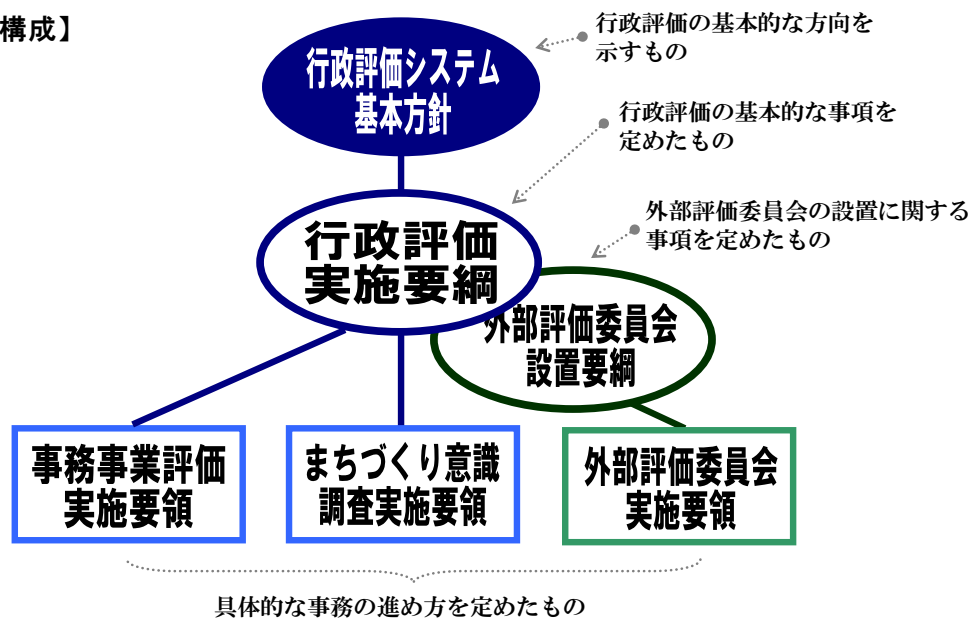
### ◇事務事業評価実施要領

### ◇まちづくり意識調査実施要領

### ◇外部評価委員会実施要領 等

- ・実際に事務を進める上での考え方や方法等を示した要領（毎年度策定）

#### 【制度の構成】



## (3) 行政評価の種類

登別市の行政評価については、次のとおりとします。

### ①政策・施策評価の実施

#### ◆内部評価

- ・基本計画の（中間）点検
- ・目標に対する指標の進捗状況の確認

#### ◆外部評価

- ・まちづくり意識調査の実施
- ・外部評価委員会による評価の実施

## ②事務事業評価の実施

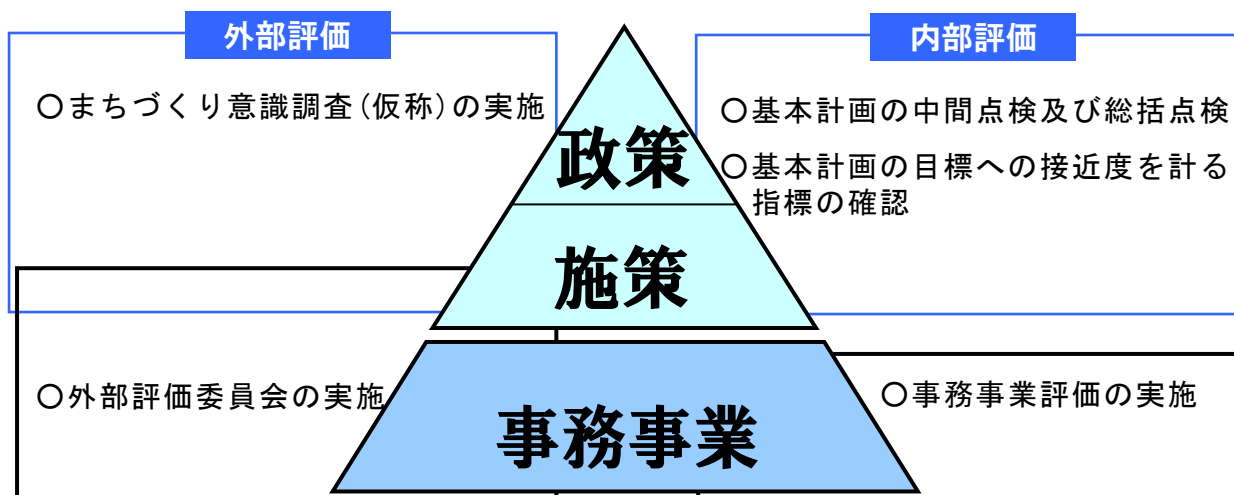
### ◆内部評価

- ・事務事業評価

### ◆外部評価

- ・外部評価委員会による評価の実施

### 【行政評価の種類】



## 5 政策・施策評価の内容と評価方法

### (1) 評価の対象事業

総合計画・基本計画の政策・施策を評価対象とします。

### (2) 評価体制

行政評価の担当部署である総務部企画調整グループを中心としながら、各部署との協議・調整のうえ、登別市行政評価会議の判断も仰ぎながら実施するものとします。

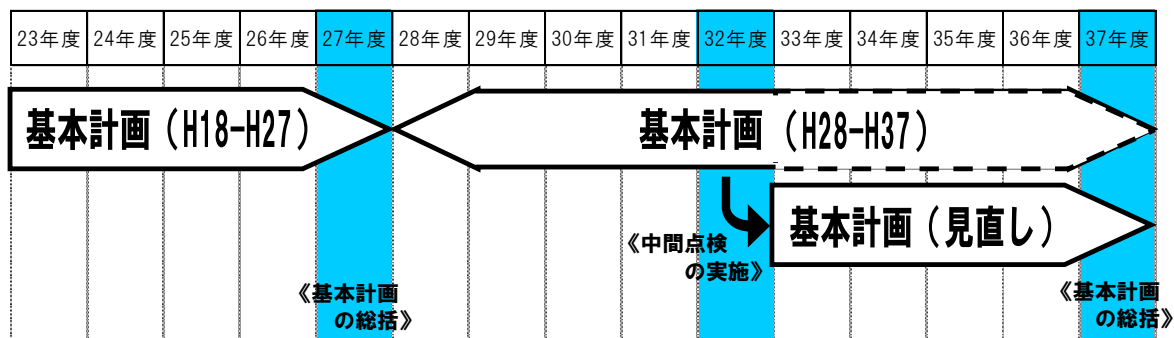
### (3) 評価方法

#### ①基本計画の中間点検及び総括点検

政策・施策評価として、基本計画の中間時期に基本計画の中間点検を実施します。ついては、基本計画の進捗状況等の確認による前半5年間の点検とともに、今後5年間の方向性等を整理します。

また、基本計画終了時期に基本計画の総括点検として、10年間の総括点検を行います。

【基本計画の中間点検及び総括に係るスケジュール】



②目標に対する指標の進捗状況の確認

平成18年度を初年度とする第2期基本計画は、施策ごとに施策目標と目標への接近度を計る指標を設定しており、毎年度その進捗度を把握していきます。

【目標への接近度を計る指標（基本計画）の確認】

【目標への接近度を計る指標】

指標1	交通事故件数	基準値 H16	202件	中間値 H21	193件	目標値 H27	180件
		基本計画策定時の最新値		H22年度中間点検の値		基本計画の指標の目標値	

交通事故件数	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
	232件	215件	201件	193件	□件	□件	□件	□件	□件	180件

③まちづくり意識調査の実施

市民の視点に立ったまちづくりを推進するため、登別市総合計画及び基本計画の各施策に対する満足度や重要度等を調査し、行政サービスの向上及び各施策を展開する上での指標や基礎資料とします。

④登別市行政評価外部評価委員会の実施

市が実施した行政評価結果について、市民の視点で評価する必要があると市長が認めた場合、必要な都度、評価を実施します。

## 6 事務事業評価の内容と評価方法

### (1) 評価の対象事業

評価の対象となる事務事業は、一般会計、特別会計及び公営企業会計に属するすべての事務事業とします。ただし、一般的な庶務業務は除きます。

### (2) 評価体制・方法

事務事業評価の体制は、次のとおり実施していきます。

#### ① 1次評価

事務事業担当部局による自己評価

#### ② 2次評価

登別市行政評価会議による評価

- ・内容：政策評価、施策評価及び事務事業評価を実施するもの
- ・構成：総務部長、総務部次長、人事・行政管理グループ総括主幹、企画調整グループ総括主幹、財政グループ総括主幹及び必要に応じ市長が指名した者により組織

#### ③ 外部評価

登別市行政評価外部評価委員会による評価

- ・内容：市が実施した行政評価結果について、市民の視点で評価する必要があると市長が認めた場合、必要な都度、評価を実施するもの
- ・構成：学識経験者、有識者、公募市民で構成し、市長が委嘱する者により組織

#### ④ 3次評価

1次評価、2次評価及び外部評価の状況等を勘案して、総合的に理事者が決定を行う評価

### (3) 目指すべき方向性

限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ・時間・情報）を有効に活用し、簡素で効率的な行政を推進するため、「P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t i o n（改善）」のマネジメントサイクル（P D C Aサイクル）に基づくシステムを構築し、行政全般について不断の改善に努めます。

#### ◆ P l a n …… 《企画・立案》

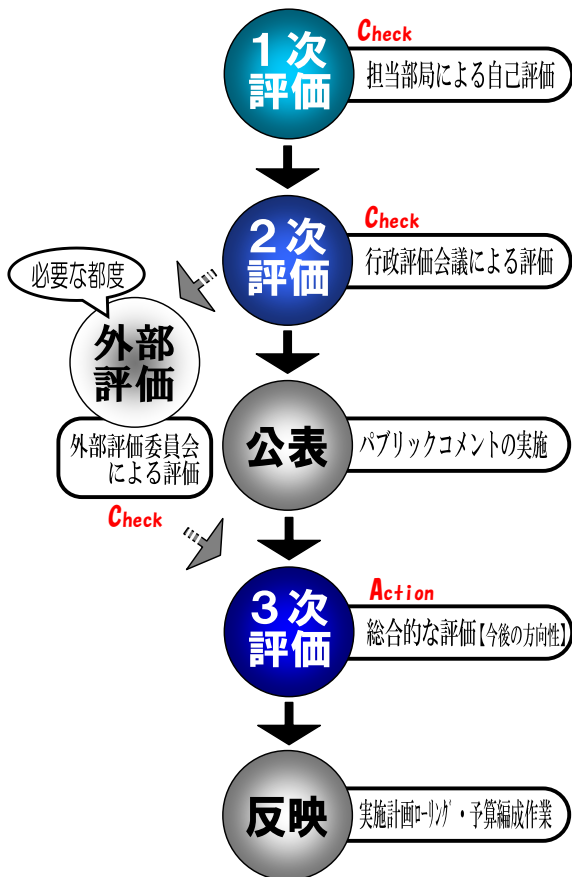
- ・実施計画の策定、実施計画ローリングの実施、予算編成

#### ◆ D o …… 《実行》

- ・事務事業の実施

- ◆ Check……《点検》
  - ・事務事業評価による事業の検証
- ◆ Action……《改善行動》
  - ・事務事業評価による総合的な評価

【事務事業評価の流れ】



【PDCAサイクルの流れ】

